

I 総論

当機構が2010年に支援した技能実習生・研修生は、2008年秋のリーマンショックを契機とする金融危機後の世界不況による減少基調に加えて、2010年7月1日の出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う新制度への切替えに伴う減少もみられたが、その後政府の景気刺激策等による個人消費の伸び等により経済情勢が改善してきたこと、当機構主催の新制度に対応した実務者講習会の積極的開催等によりこうした減少傾向も年後半は落ち着きをみた。

政府見通しによると、2011年度の日本経済については、国内総生産の実質成長率は1.5%程度、名目成長率は1.0%程度と、それぞれ2年連続プラス成長すると見通している。こうした我が国経済見通しに加え、中国をはじめとする東アジア新興国の経済は今後も右肩上がりの成長が続くと予測されており、その成長を支える人材育成に対するニーズは今後ますます大きくなっていくものと見込まれる。

当機構が関係行政機関と緊密に連携して推進に寄与している外国人技能実習制度は、我が国において蓄積された技能・技術・知識の移転を通じて開発途上にある国の人づくりと経済発展に寄与することを目的としており、上記見通しを踏まえれば、本制度は今後も着実に利用が図られるものと見込まれる。この場合において、外国人技能実習生・研修生を新たに受け入れようとする民間団体や企業にあつては、単に移転する技能・技術・知識を有しているのみでなく、その指導技法、出入国・在留等の関係法令及び労働関係法令等、本制度に関して多数の行政機関に跨る関係法令や政府方針、送出国の関連法令について幅広い知識が求められるうえ、さらに外国人技能実習生の国民性、生活習慣等に対する深い理解を求められる。

しかし実習実施機関の大半が中小、零細である実態にあつて、こうした広汎な課題に対して個々の団体・企業、実務担当者が独自で対処しようとするのは大きな負担を強いることになりかねない。このため、結果として技術移転の成果にばらつきが生じたり、思わぬ誤解やトラブルに発展していく懸念がある。このため、当機構は外国人技能実習生の受入れを行おうとする、あるいは行っている民間団体・企業等や諸外国の送出国機関に対してONE STOPにより、技術移転が円滑かつ効果的に行われるよう各種の助言や支援を総合的に行うこととしている。さらに昨年7月1日に施行された改正入管法により新たに在留資格として「技能実習」が創設され、新たな技能実習制度がスタートしたところであり、その趣旨は技能実習生の法的保護及びその法的安定性を格段に高めることにある。当機構としても、技能実習生の保護強化が実効あるものとなるための取組みが強く求められている。

このため、2011年度において当機構は、海外送出国機関、我が国の監理団体・実習実施機関及び外国人技能実習生に対し、次の5本の柱によりONE STOP CENTERとしての役割を着実に果たしていくこととする。即ち、①円滑な送出国・受入れ支援のための事業、②適正実施に係る基準・法令の普及とその遵守のための事業、③教材提供や指導技法、日本語教育等技能実習の成果向上に関する各種支援事業、④母国語相談、安全衛生・健康の確保等外国人技能実習生保護のための各種相談事業、⑤外国人技能実習制度に関する各種の広報・啓発事業の5本柱の中の各種メニューから実習実施機関等の実態・ニーズに適した助言・支援を実施していくこととする。

また2008年12月に公益法人制度改革関連3法が施行され、従来の公益法人(特例民法法人)は、関連3法の施行後5年以内の2013年11月末までの間に、新公益法人又は一般法人へ移行することとされている。公益法人制度改革の目的は、民間非営利部門の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与することにあるので、当機構としてはこの制度趣旨に沿い、国際相互理解の促進及び発展途上にある海外地域に対する経済協力という公益分野における当機構の使命達成に向けて取り組むこととし、2011年度中には新公益法人の認定申請を行うこととする。

II 各論

第1章 円滑な送出し・受入れ支援事業

1 海外関係機関との連携及び協議、情報の収集提供

今年度は定期協議等の場を活用して、昨年施行された新制度の実施状況等について情報を提供するとともに、送出し国政府窓口及び送出し機関に対し新制度の内容について引き続き周知徹底する。

(1) 送出し国政府と JITCO との連携強化

① 定期協議実施による制度の周知・R/Dの履行確保

送出し国政府へ使節団を派遣し、定期協議を実施し、新制度の内容の周知徹底を図るとともに、当該国との間で締結されたR/Dの確実な履行確保及び当該国における技能実習制度の適正実施に係る課題の解決を図る。

② 技能実習生送出しに関する協定書（R/D）の締結

新制度の内容に沿ったR/D改訂が未了となっている4ヶ国について新R/Dの締結に注力する。

③ 送出し国政府要人のJITCO訪問受入れ

送出し国政府要人等の訪問に積極的に応え、本制度の推進を図るための意見交換を行う。必要に応じ、送出し国政府要人の招聘を実施する。

④ 送出し国在京大使館との意見交換

本制度の適正実施や円滑な送出しを推進するため、各国の在京大使館との連携を強化する。

(2) 送出し機関に対する助言と支援

① 送出し機関セミナー開催による制度の周知

送出し国政府の協力の下に、定期協議等の機会を捉え、送出し機関セミナーを積極的に開催し、新制度の趣旨、仕組み及び関係法令、最近の母国語相談事例等の具体的内容について周知徹底を図り、適正かつ円滑な送出しが確保されるよう努める。

また、送出し機関セミナーの年間実施計画をホームページ等で事前に案内することにより、監理団体の同セミナーへの参加を促し、送出し機関との情報交換の緊密化を図っていく。

② 技能実習成果事例の収集及び復職の支援

送出し国政府窓口呼びかけて、技能実習・研修成果事例を収集し、事例集として広報するとともに、帰国生の修得技能等の活用状況に関する調査を依頼し、復職支援活動の必要性についての認識を深める。

(3) 監理団体等に対する助言と支援

① 送出国情報の収集と提供

送出国及び送出国機関に関する情報を収集し、監理団体等に提供する。

② 送出国機関と監理団体との情報交換会の開催

送出国政府窓口による送出国事情の説明会及び送出国機関と監理団体との情報交換会（ジョイントセミナー）を適宜我が国において開催する。

(4) 円滑な送出しのための各国語版の資料を活用した制度の周知

① 送出国機関等に対する新制度の周知・徹底

新制度を正しく理解し、技能実習生等の送出しを適切に行うために改訂された各国語版の「送出しマニュアル」（英語版、中国語版）を、広く諸外国の送出国機関等へ普及させ、その活用促進を図る。また、新たに公表された法務省指針の各国語版及び改訂した「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン」（JITCO ガイドライン）の各国語版についても広く周知・徹底する。

また、新制度の内容を踏まえ昨年度に作成した「技能実習ガイドブック」についても送出国機関等を通じて技能実習生本人への普及を図り、入国前の母国における情報提供の一助とする。

② 制度関連の広報啓発用資料の作成・配布

JITCO 白書英語版等の制度に関する広報啓発用資料を作成、配布する。

2 円滑な受入れのための支援

技能実習生の円滑な受入れを図るため、事務処理迅速化への取組みに加え、各監理団体等が円滑に入国・在留手続を行えるよう支援する。

(1) 技能実習生・研修生の円滑な受入れのための相談等の実施

① 入国から帰国までの各段階における総合的な相談の実施

技能実習生・研修生を受け入れる監理団体・実習実施機関等に対し、入国・在留手続等に関する法制度、必要書類及び申請手続に関する相談、案内等の受入れ事業の実施に関する必要な各種相談・援助を行う。また、監理団体が行う職業紹介事業に関し必要に応じ情報提供等の支援を行う。

② 監理団体等に対する基本的制度の周知

本制度の説明及び個別相談を行うために開催する定例説明会について、本年度は団体監理型・企業単独型とも月1回本部での開催を原則とし、参加人員に応じて適宜追加開催する。また、従来は受入れを検討中の監理団体・実習実施機関の責任者・担当者及び既存の監理団

体・実習実施機関の新規担当者に限定してきた受講対象者の枠を拡大し、より広く制度の趣旨、内容の周知を図るとともに、ニーズに応じて本説明会の地方開催を実施する。

③ 技能実習生受入れ実務担当者への理解促進

監理団体・実習実施機関等の技能実習事業責任者・担当者等を対象とした団体監理型コースセミナーや企業単独型コースセミナーを開催する。また、②の定例説明会への参加者に対してこれらセミナーの受講を勧める等、幅広い受講を促進する。

④ 監理団体等への入国・在留手続のための書類作成指導

入国・在留手続等支援の一環として、地方入国管理局に提出する各種申請書類の作成方法等を説明する講習会を開催する。

(2) 入国・在留関係申請書類の事前点検・取次ぎサービスの実施

監理団体等が地方入国管理局に提出する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等の書類の事前点検・取次ぎサービスを実施するとともに、その処理の迅速かつ円滑な実施に努める。

(3) 技能実習受入れ事業の特例

適切かつ効果的な技能実習の実施を図るため、監理団体等の申請に基づき、監理団体等を行う技能実習生受入れ事業を評価・認定する。評価・認定に当たっては、必要に応じ実習実施機関等の調査を行う。

第2章 技能実習制度適正化支援事業

1 法令遵守・適正実施の推進

2010年7月1日に施行された新制度の運用状況を把握するとともに、新設された基準等が監理団体・実習実施機関に十分に理解され、技能実習生・研修生の法的保護、不正行為認定事案の絶滅のために、技能実習・研修に適用される関係法令を監理団体等が遵守するよう徹底して働きかける。

(1) 技能実習制度の基準・ルールの普及徹底

① 入管法令等の周知徹底

制度改正の内容を踏まえ、監理団体等に対し、技能実習・研修に係る入管法令等の周知徹底・情報提供を積極的に行う。「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（法務省指針）及び「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン」（JITCO ガイドライン）の一層の周知徹底を図る。

② 労働法令等の周知徹底

制度改正内容を踏まえ、監理団体・実習実施機関等に対し、技能実習に係る労働法令等

の周知徹底を図る。また、実習実施機関が技能実習生に対し適正な労務管理を行うよう指導するとともに、母国語による「雇用条件書」を活用することにより、技能実習生の労働条件の明確化を図る。また、最低賃金についての周知を行う。

③ 関係行政機関との連携

法務省及び全国8地方入国管理局との連絡を密にし、書類点検時の留意事項、申請取次ぎの手續及び監理団体・実習実施機関等に対する適正な技能実習・研修実施に関する助言を行うため意見交換会を開催する。また、地方駐在事務所による関係地方行政機関等との連絡会議を主要都道府県において開催し、制度の状況及び問題事案等について情報交換を行い、地域レベルでの連携を図る。

(2) 技能実習生等に対する法令等の周知

① 監理団体が実施する法的保護に関する情報の入国時講習に対する支援

入国時の講習期間中に行う「技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講義に関して、入管法令・労働関係法令・不正行為への対応に精通した専門講師の派遣や多言語教材の作成等を通じて、講習の適正な実施を支援する。

また、中小監理団体の実施する「法的保護に関する情報の講習」に対して、講師料の支援を実施するとともに、船員関連法令に係る講師を含め外部専門講師を養成するセミナーを行う。

② 監理団体における技能実習生に対する相談員の養成支援

監理団体の責任者、相談員（担当者）に対し、相談体制を構築する上での留意事項やトラブル事例、トラブルの対処法・未然防止策等を教授することにより相談員を養成し、監理団体の相談体制の構築・強化を図るセミナーを開催する。

③ 「技能実習生向け待遇概要書」及び「技能実習記録」の普及

講習期間中の技能実習生の処遇条件の明確化を図るため、母国語による「技能実習生向け待遇概要書」の普及を図るとともに、技能実習計画に沿った適正な技能実習の実施を促進するため、「技能実習記録」の普及を図る。

(3) 新制度の利用実態の把握と適正実施の推進

① キャンペーン活動による適正化実施

監理団体等に対して制度内容の周知を図るため、必要に応じて説明会の開催等のキャンペーン活動を実施する。新制度下における事業運営の留意点や法令遵守の重要性を説明し、更なる事業適正実施を図る。

② アンケート調査の実施による実態把握及び実地調査と適正化支援

新制度の利用実態及び意見・要望等を定量的に把握するために、監理団体を対象としたアンケート調査を実施する。

また、新規に技能実習生を受け入れる監理団体等を対象にした入国前事前調査及び当該団体等に対する入国後のフォローアップ調査、監理団体等が実施する講習の実施状況の調査等を実施し、新制度の活用状況を把握するとともに、適正実施を図るための必要な助言を行う。

③ 技能実習適正化推進講習会の実施

各種調査結果及び行政指導の状況を踏まえ、新制度活用上の留意事項を周知し、制度の適正な運営を図るため、技能実習適正化推進講習会を開催する。

2 監理団体及び実習実施機関に対する助言・支援

(1) 巡回訪問等による制度の適正実施のための個別助言・支援

① 巡回指導

技能実習制度の適正かつ効果的な運営を図るため、監理団体・実習実施機関に対する地方駐在事務所による巡回指導を推進し、適切な助言・指導を実施する。技能実習生との面談では、特に、労働時間と賃金の確認を重点的に行う。巡回に当たっては、安全衛生アドバイザー等との連携に留意する。

② 監理団体等及び技能実習生への支援

地方駐在事務所の巡回指導、技能実習生からの母国語相談や調査相談員の現地調査等で判明した問題事案等については、JITCO 内部に設置した相談案件協議委員会による対応等を通じ、監理団体等の問題点の改善が図られるようにするとともに、技能実習生の権利を確保し、保護できるよう支援する。

③ 技能実習生の労働条件等に関する自主点検の実施

全ての監理団体・実習実施機関を対象に、技能実習が労働法令等に従って適正に実施されているかについて自主的に点検をするよう促す。

(2) 実習実施機関及び監理団体との情報交換等を通じた助言・支援

技能実習の適正実施を図るため、実習実施機関及び監理団体に対する連絡協議会を地方駐在事務所において開催し、情報交換等を通じてこれらに対する集団指導の場として活用する。

(3) 不適正事案改善のための助言及び関係行政機関と連携した改善

JITCO が把握した重大悪質な事案に関し、監理団体等に対して速やかな改善を図るよう助言するとともに、行政の指導等による対応が適切と判断される場合は、地方入国管理局及び都道府県労働局等関係行政機関へ情報を提供し、指導要請を行う。技能実習生が監理団体又は実習実施機関を変更せざるをえない場合には、円滑な変更ができるよう必要な助言を実施する。また、適正な改善措置を実施するために必要な講師派遣が要請された場合には積極的に支援する。

(4) 失踪防止対策の推進

各種セミナーの開催、関係機関との連絡会議の開催、巡回指導、失踪統計の公表等を通じて、監理団体・実習実施機関での失踪防止対策の推進を図る。

(5) 個別の分野への技能実習の適正化推進

① 建設分野

ア 建設業団体・企業（ゼネコン）等に対して、訪問説明等を実施し、建設分野の技能実習生受入れを推進する等、建設分野の技能実習が適正かつ円滑に行われるよう、監理団体・実習実施機関等に対し支援・助言を行う。

イ 監理団体・実習実施機関等に対して、「建設部門」ホームページ等を活用し、建設分野の技能実習生受入れの情報を適時・適切に提供する。

② 農水産分野

農水産分野の技能実習生の受入れにおいて、適正な運営・受入れの支援等を行う。

③ 外国人技能実習制度に関する調査研究事業

外国人技能実習生に関する調査研究について、国から受託して実施する場合は、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資する成果となるように取り組む。

3 都道府県単位の団体等を通じた支援

(1) 外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会への支援

技能実習制度の運営に当たって懸念されるトラブルの発生を防止するため、外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会への支援を行う。

① 外国人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会への支援

全国的に技能実習生受入れ事業を展開している監理団体が自主的に互いの連絡体制を整え、技能実習生の受入れ事業に関する情報交換等を実施している外国人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会に対し、制度を有効に活用して成果を上げることができるよう支援する。

② 外国人技能実習生受入れ団体地方連絡協議会への支援

監理団体が自主的に問題点の改善に取り組み、技能実習の成果を上げるために設立した都道府県毎における監理団体による地方連絡協議会に対し、講師派遣等により支援する。また、未設立の都道府県においては、その設立を支援する。

(2) 経済団体等との連携

① 経済団体等との意見交換会の開催

企業単独型実習実施機関（大手企業）と情報交換会を開催し、必要な情報の提供や助言を

行うとともに、企業側からの意見・要望を把握する。また、日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会等との意見交換会を必要に応じて開催する。

② 都道府県中小企業団体中央会等との連携

全国及び各都道府県中小企業団体中央会等と連携して、中小企業団体等が開催する受入れ事業適正運営のための研修会への講師派遣依頼に対し、本事業を計画的に推進する。

第3章 成果向上支援事業

1 技能実習の成果向上に関する支援

この技能実習制度においては、技能実習1号（入国後1年目の技能等を修得する活動）から技能実習2号（2、3年目の修得した技能等に習熟するための活動）に移行するためには、1号での在留期間に修得した技能について技能評価試験による評価を受けるとともに、2号において実施する技能実習計画の評価を受けることが必要となるので、技能実習の成果が確実に向上するよう必要な支援を行う。

(1) 技能実習1号から技能実習2号への移行評価の実施

① 修得技能等の評価

試験実施機関との緊密な連携等により、必要な技能評価試験の受験を的確に手配し、修得技能等の評価を適正・円滑に行う。なお、制度改正により試験実施時期が従前より早まり移行手続も前倒しになったことから、その旨の周知徹底を図る。

② 技能実習2号計画の評価

技能実習2号計画の評価を適正かつ効率的に行い、専門家の意見も含めその適否を判断し、監理団体・実習実施機関に対し必要に応じ助言指導を行う。その結果については、修得技能等の評価結果と併せて、地方入国管理局に速やかに報告する。

③ 技能実習の職種・作業の範囲の明確化とその周知

修得技能等の評価及び計画の対象となる技能実習の職種・作業の範囲について、引き続き明確化を図り、ホームページ等に公表するとともに、監理団体・実習実施機関等に対する周知を図る。

また、「外国人技能実習制度における技能実習計画第4分冊」を発行し、既刊の同第3分冊までと合わせ活用することにより技能実習2号移行対象の全職種に係る「職種・作業の内容と範囲」及び「モデル技能実習計画」等の普及周知を図る。

(2) 技能実習2号移行対象職種の拡大への取組み

技能実習2号に移行するためには、修得した技能等の評価システムが整備された職種・作業でなければならない。この場合、国の技能検定職種・作業に加えて、技能実習生の受入れの円滑化と拡大を図ることを目的として、JITCO認定による公的評価システムにより、2号

移行対象職種の拡大に取り組んでいる。国の技能検定職種以外の技能実習2号移行対象職種の認定については、関係者からの相談に適切に対応するとともに、申請事案に対しては、JITCO認定の評価基準に沿って、送出し国のニーズ等も勘案しながら、「公的評価システム認定会議」による検討及び認定に着実に取り組む。

(3) 技能実習生の技能修得の促進

① 技能実習1号計画・技能実習2号計画の作成と履行状況の指導

監理団体・実習実施機関に対し適切な技能実習1号計画・技能実習2号計画の作成及び技能実習記録の作成を指導する。巡回指導等によりその履行状況を確認し、問題がある場合には必要な指導を実施する。

② 技能実習指導員の養成

各実習実施機関において技能実習の担当者に対し、技能実習生に対して適切な指導が行われるべく、技能実習指導に係る知識及び能力の向上を目的として、技能実習指導員セミナーを実施する。

③ 技能実習2号生の修得技能の評価促進

技能実習2号段階における技能等の修得、習熟と技能実習成果の把握確認を促進するため、修得した技能等の評価のための新たな手法の検討を行う。

技能実習生による技能等の確実な修得・習熟を図り、技能評価試験の受験を奨励する観点から、技能評価試験の随時3級相当以上の合格者に対し報奨金を支給する。

④ 技能実習修了者に対する修了証書の交付

所定の技能実習を履修した技能実習生に対して、技能実習修了証書を交付する。

(4) 教材等の提供

技能実習生が十分な成果を修められるよう、技能実習生及び送出し機関、監理団体・実習実施機関に対し、制度解説書や申請・記載例集を速やかに提供する。また、日本語教育教材、職種別テキスト、健康管理及び安全衛生に関する教材、用語集等についても、適切な教材の提供を行う。

2 技能実習生に対する日本語教育の支援

(1) 監理団体・実習実施機関及び送出し機関に対する日本語教育の支援

技能実習生が実習実施機関の下で技能等を修得し、日本社会で健康で安全に生活するために、日本語能力を養うことが重要である。そのため、日本語教育の効果的な実施について支援を行う。

① 日本語教育支援システムの拡充

インターネットを通じ国内外の日本語指導担当者に、日本語教育・素材及び日本語指導

に関する情報等を提供している「JITCO 日本語教材ひろば」について内容の拡充を行う。
また、本システムの効果的活用について周知を図る。

② 日本語指導セミナーの開催

送出し国内及び入国時講習における日本語指導での学習目標の設定の仕方や実際の授業の進め方等を主たる内容として実施する。

③ 日本語指導アドバイザーによる訪問相談

日本語指導アドバイザーが監理団体・実習実施機関を实地に訪問して、日本語指導に関する個々の相談に応じ、実習現場での効果的な日本語教育に資する。

④ 日本語教育の成果を測る手法の実用化の推進

技能実習生の日本語教育の成果を評価するための手法の検討結果を踏まえ、監理団体等が円滑に実施できるように留意しつつ、その普及を図る。

(2) 「日本語作文コンクール」の実施

「外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」を実施し、技能実習生・研修生の日本語能力の向上に資する。

第4章 技能実習生保護事業

1 母国語相談の実施と情報提供

(1) 技能実習生・研修生に対する母国語相談等の実施

技能実習生・研修生に対し、母国語（中国語・ベトナム語・インドネシア語）で電話等による相談・支援を実施しているが、相談体制の一層の充実を図るとともに、平日・母国語相談について中国語の相談体制を本年度さらに充実させる。また、相談スタッフの質的向上を図るため教育訓練等を充実させる。

相談内容が重大・悪質な事案で、JITCO 全体として対応が必要な事案については、引き続き相談案件協議委員会で問題への対応を協議する。

(2) 技能実習生・研修生に対する母国語情報提供

① 技能実習生・研修生に対する母国語情報誌「技能実習生の友」の提供

技能実習生・研修生に対し、技能実習・研修成果向上、適正化、技能実習生・研修生の権利保護、失踪・不法就労防止等を内容とした情報を掲載した母国語情報誌「技能実習生の友」を毎月1回発行する。発行言語は中国語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語及び英語の5言語とする。冊子は中国語版とその他言語の合本版の2分冊で作成し、監理団体、実習実施機関の在籍技能実習生・研修生の言語に対応して送付する。併せてホームページにも掲載する。

② 母国語・日本語併用の技能実習生向け実習生手帳の配布

「技能実習生手帳」（中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版、英語版、フィリピン語版の6種類）を入国時に配布する。

2 技能実習生・研修生の権利の確保

(1) 適正な労務管理による技能実習生の保護

技能実習生の権利を保護するためには適正な労務管理が必要であり、巡回指導等を通じて助言している。また、専門的な知識を付与するために、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」、最低賃金、宿舍対策等技能実習生の労務管理上必要な事項を説明する労務管理セミナーを開催する。

(2) 技能実習の継続が困難となった技能実習生に対する支援

① 技能実習の継続に向けた取組みの推進

実習実施機関の倒産、不正行為認定等により技能実習を継続することが困難になった場合で、技能実習生本人に責がなく、かつ、技能実習の継続を希望するときは、地方入国管理局の指導の下に、同一の職種・作業の他の実習実施機関に移籍できるよう情報提供等の支援を積極的に行う。

② 実習実施機関の倒産等に際しての対応

実習実施機関が倒産等に至った場合には、JITCO としての迅速な対応を行う。この場合技能実習生の支援に十分留意する。特に、実習実施機関の倒産に伴う技能実習生に対する賃金不払いについて国の未払賃金立替払制度が活用できる場合には、関係者に助言を行うとともに、関係都道府県労働局に対し同制度の迅速な適用について要請する。

③ 技能実習生の帰国支援

実習実施機関が倒産し、かつ、監理団体がやむを得ない事由により技能実習生の帰国旅費を確保できない場合に、技能実習生の帰国支援を行う。

3 技能実習生・研修生の安全・衛生の確保と災害補償

(1) 労災事故防止のための助言・支援活動の推進

① 安全衛生巡回相談の実施と労災の把握・分析等

安全衛生アドバイザーにより、外国人技能実習生に対する安全衛生対策を実習実施機関に指導する巡回相談を実施するほか、死亡労働災害等の調査・分析・再発防止指導を実施する。また、外国人技能実習生の労働災害の把握・分析とその結果の周知を図り、災害防止に資する。

さらに、「外国人技能実習生に対する技能講習（特別教育を含む。）が実施可能な教育機関名簿」の利用状況や問題点を把握し、教育機関と監理団体・実習実施機関双方に対す

る情報提供に努めることにより、安全衛生教育を支援する。

② 安全衛生の水準向上のための経営者の理解促進

実習実施機関の経営者の安全衛生意識の向上と技能実習生に係る安全衛生管理の促進による労災事故等の防止を図るため、経営者安全衛生セミナーを実施する。

③ 安全衛生対策検討委員会

技能実習生の特性を踏まえた労働災害・健康確保対策を推進するため、特定テーマを設定し、外部の専門家等による委員会を設置する。

(2) 日常生活における事故・疾病防止のための助言・支援活動の推進

① メンタルヘルス対策の実施

技能実習生のメンタルヘルス対策として、各種の心身健康対策等を実施する。

ア 「心とからだの自己診断表」を配布し、技能実習生の心身状態を自己点検してもらうとともに、「外国人研修生・技能実習生の自殺予防対策マニュアル こころの危機を支える」、「外国人研修生・技能実習生の災害・メンタルヘルス事例集」を配布する。

イ メンタルヘルスアドバイザーによる、技能実習生のメンタル面を重点とする心身の健康確保についての巡回相談を実施する。

ウ 技能実習生の心身の健康確保及び生活指導に係る知識と能力の向上を図るための生活指導員健康確保セミナーを開催する。

② 事故・疾病の把握

労働災害以外の事故・疾病を外国人技能実習生総合保険請求等から把握・分析して、事故防止・健康確保対策の一助とする。

(3) 技能実習生・研修生に対する補償対策の推進

① 労災保険に関する相談

技能実習中に技能実習生が業務上の事由や通勤災害による負傷・疾病、障害等を被った場合に、迅速に必要な給付等が行われるよう、監理団体等への労災保険の理解と加入を促進する。そのため、労災保険全般に係る説明会、電話相談等を実施する。

② 外国人技能実習生・研修生死亡弔慰金の支給

日本在留中に不幸にして死亡した技能実習生・研修生の遺族に弔意を表すために、弔慰金を支給する。

(4) 外国人技能実習生総合保険の普及及び迅速給付の促進

技能実習生が公的保険の適用とならない要件の事故（休日中の事故等）に遭遇した時に技能実習生が安心して、治療費等の経済的心配なしに技能実習に専念できるようにするため、また、その事故・疾病により突発的に多額の関連出費（賠償金や救済者費用）等が必要とな

る場合に備えるため、外国人技能実習生総合保険の周知を図る。また、保険金請求時の迅速対応を支払幹事損害保険会社に対して要請する。

第5章 広報啓発推進事業

技能実習・研修に関する広報・啓発の展開

(1) 広報活動の推進

本制度の正しい理解を促進するため、各種の媒体や機会を利用して積極的に情報の収集、提供等を行う。

① JITCO 総合パンフレットや各種パンフレット・ガイドブック等による積極的な情報提供
JITCO が作成した各種パンフレット・ガイドブックの普及と活用促進を図る。JITCO 総合パンフレットについては、JITCO の概要説明、制度の解説を掲載し、広く配布することによってこれらの周知を図る。併せてホームページにも掲載する。

② ホームページによる迅速かつ広範な情報提供

ホームページの情報提供媒体としての特性を活かし、監理団体・実習実施機関を含む広範な対象者向けに JITCO の役割・事業や制度に関する重要な情報等を的確・迅速に発信する。日本語に加え英語・中国語により、滞在中の技能実習生等の他に、海外の送出し機関・技能実習希望者等にも情報提供を行う。

さらに、JITCO が提供している様々な助言・支援内容については、その周知を一層促進していくために、今後も、ホームページの活用を広げていく。

③ 総合情報誌「かけはし」の配布

監理団体・実習実施機関のニーズを踏まえつつ、技能実習成果向上、事業の適正実施に関する記事を中心に誌面を作成する。年6回発行し、監理団体・実習実施機関等に提供する。併せてホームページにも掲載する。

(2) 「JITCO 白書」の作成・配布

技能実習制度の実施状況及びJITCOの事業実績を広く理解してもらうため、本制度の実績、JITCOの支援状況、適正化指導等の状況等について総合的に「JITCO 白書」としてとりまとめ、広く配布する。

また、送出国政府、送出し機関等に対し英文 JITCO 白書（ダイジェスト版）を作成・配布する。

(3) JITCO 交流大会の開催

監理団体・実習実施機関及び技能実習生の活動状況について広く周知することを目的として、JITCO 交流大会を開催し、監理団体・実習実施機関や技能実習生に対する各種の表彰等を実施する。

第6章 法人管理

財団としての管理運営業務の推進

(1) 財団の健全経営の推進

① 新公益法人移行への申請

2008年12月に公益法人制度改革関連3法が施行され、従来の公益法人（特例民法法人）は、関連3法の施行後5年以内の2013年11月末までの間に、新公益法人又は一般法人へ移行することとされている。JITCOとしては、2011年度中に新公益法人の認定申請を行うこととする。

② 経営の健全化推進

収入の確保と経費の削減・合理化の推進、費用対効果の意識を徹底した事業の執行、事業活動の透明性・適格性の確保、法人としての事業の計画的・効率的な執行等を基本にさらなる経営の健全化を推進する。

③ 事業の効率的な執行

職員の能力発揮推進と職場管理の徹底等、人材の適正配置による効率的な業務の推進を図る。

④ 事業計画・事業報告及び予算・決算等関係事務の的確な推進

寄附行為等に則った事業計画・事業報告及び予算・決算等の関係事務を遂行し、理事会・評議員会での審議の円滑化や主務官庁への的確な報告を行う。

⑤ 事務の簡素・合理化の推進

業務執行体制や事務処理規程等の見直し、JITCO基幹業務システムの効果的運用を通じ、事務の簡素・合理化を推進する。

⑥ 国への制度要望

各種会議の場や、所管5省との会合等を通じ、健全な事業推進に必要な制度改善に対する要望等を行う。

(2) 財団の管理運営

① 理事会・評議員会の開催

理事会・評議員会を定期的に又は必要な場合随時に開催し、次年度の事業計画及び収支予算、前年度の事業報告及び収支決算等の議決承認を得る。また、新公益法人移行に伴う諸手続等について理事会・評議員会に諮る。

② 監査法人による外部監査の実施

会計の健全性と透明性を確保するため監査法人による外部監査を実施する。

③ 所管各省の立入検査等の受検

所管 5 省の公益法人として、業務運営状況、各事業の実施状況、予算・決算等について国の定例的な立入検査に的確に対応する。

(3) 財団の事業推進体制の整備

① 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策について、職員への教育、技術的対策の導入等、効果的な施策を推進する。

② JITCO 基幹業務システムの安定稼働の確保

JITCO 基幹業務システム(J-BIS)等の更なる安定稼働と信頼性の確保に継続して努める。

③ 職員研修の充実

職員研修の効果的な実施及び自己啓発の奨励を通じて JITCO 職員資質の一層の開発・向上に努める。

④ 本部・地方駐在事務所の体制整備

本部及び地方駐在事務所について、業務量等を考慮した適切な人事配置を行うとともに、相談来訪者が利用しやすい環境を整備する。

(4) 賛助会員管理体制の整備

賛助会員入会による会員特典の周知徹底を図り、適正な賛助会員の募集を行うとともに、迅速な入退会管理、適切な会費徴収管理を実行する。

以 上